

1級キャリアコンサルティング技能士による実務に関する指導証明書
 (国家資格キャリアコンサルタント登録更新申請用)

1. 更新申請者

フリガナ		キャリアコンサルタント 登録番号	
氏名			

※実務従事時間数と合計で10時間以内に限り技能の維持を図るための講習が免除されます。

2. 実務指導内容		指導時間数合計 ※1枚ずつの合計時間	時間 分
1	年月日	年 月 日	申請者本人が従事した事例の概要
	指導方法 ※いずれかに○ 一対一 グループ		
2	時間数 ※グループの場合は申請者本人 が指導を受けた時間数のみを記載	時間 分	
	キャリアコンサルタントとしての申請者本人の課題や目標		指導者から申請者本人が受けた具体的な指導内容
3	年月日	年 月 日	申請者本人が従事した事例の概要
	指導方法 ※いずれかに○ 一対一 グループ		
4	時間数 ※グループの場合は申請者本人 が指導を受けた時間数のみを記載	時間 分	
	キャリアコンサルタントとしての申請者本人の課題や目標		指導者から申請者本人が受けた具体的な指導内容

3. 指導者について

指導者氏名	キャリアコンサルタント登録番号	1級キャリアコンサルティング技能士合格番号
(フリガナ)		

【注意事項】書式は変更せず記入してください。1枚3件まで記入可能。それ以上の件数記入は複数枚で対応すること。

- (1)「技能検定キャリアコンサルティング職種1級に合格したキャリアコンサルタントにより行われるキャリアコンサルティングの実務に関する指導」に該当するかどうかは、以下のいずれの項目にも適合するかを基準に個別に判断することになります。
 - ①指導者は、技能検定キャリアコンサルティング職種1級に合格しており、かつキャリアコンサルタントであること。
 - ②指導者から本申請者への指導が、一対一、または個別指導が成立する程度の一対少人数(概ね6名以内)の形態で、対面・応答的方式により行われること。
 - ③指導が、本申請者がキャリアコンサルタントとして従事した事例に基づくものであること。(本申請者以外の者が従事した事例に基づくもの、職業キャリアの分野以外のカウンセリング事例に基づくもの等は対象とならない。)
 - ④指導者が本申請者のキャリアコンサルタントとしての課題や目標を把握した上で、これを踏まえキャリアコンサルティングの技能等に關して個別・具体的な指導を行っていること。
- (2)計上する時間は、指導を受けた時間のみとし、記録作成等の時間は記載しないこと。個別指導が成立する程度の一対少人数(概ね6名以内)形態の指導の場合、証明書へ記載する時間は、本申請者が提供した事例について受けた指導時間のみを記入すること。
 (他の者が提供した事例による指導時間は記載しないこと。)
- (3)事例の概要欄には、個人を特定できるような情報は記載しないこと。
- (4)複数の指導者による実務指導を受けた場合は、指導者ごとに作成すること。
- (5)申請内容について指導者に問い合わせを行う場合があることに留意すること。